

JIS

スポーツ専用自転車

JIS D 9304 : 2019

(JBPI/JSA)

平成 31 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|---------|--------------------------------------|
| (委員長) | 大 瀧 雅 寛 | お茶の水女子大学 |
| (委員) | 浅 見 剛 尚 | 一般財団法人日本文化用品安全試験所 |
| | 阿 部 哲 也 | 一般財団法人製品安全協会 |
| | 太 田 秀 幸 | 一般社団法人繊維評価技術協議会 |
| | 鹿 野 歩 子 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 |
| | 佐々木 定 雄 | 一般社団法人日本ガス石油機器工業会 |
| | 島 谷 克 史 | 公益社団法人消費者関連専門家会議 |
| | 寺 山 博 子 | イオン株式会社 |
| | 中野子 礼 子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ ント・相談員協会 |
| | 平 井 郁 子 | 大妻女子大学 |
| | 平 野 祐 子 | 主婦連合会 |
| | 星 川 安 之 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| | 町 田 隆 | 一般財団法人家電製品協会 |
| | 山 口 公 樹 | 一般社団法人日本オフィス家具協会 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.2.20

官 報 公 示：平成 31.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3 TEL 072-238-8731)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|----------------------------|-----|
| 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 用語及び定義 | 2 |
| 4 要求事項 | 2 |
| 4.1 一般 | 2 |
| 4.2 制動装置 | 3 |
| 4.3 操だ（舵）装置 | 7 |
| 4.4 車体部 | 11 |
| 4.5 走行装置 | 13 |
| 4.6 駆動装置 | 16 |
| 4.7 座席装置 | 18 |
| 4.8 保護装置 | 19 |
| 4.9 積載装置 | 22 |
| 4.10 照明装置及びリフレックスリフレクタ | 22 |
| 4.11 警音装置 | 23 |
| 4.12 完成車の路上試験 | 23 |
| 5 表示 | 24 |
| 5.1 製品の表示 | 24 |
| 5.2 表示の耐久性 | 24 |
| 6 取扱説明書 | 24 |
| 7 商品選択上の情報 | 27 |
| 附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表 | 29 |
| 解 説 | 31 |

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人自転車産業振興協会（JBPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

スポーツ専用自転車

Bicycles for exclusive sports usage

序文

この規格は、2015年に第2版として発行されたISO 4210-2を基とし、我が国の実情を反映し安全性の確保などを図るため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、JIS D 9111の規定で分類されるスポーツ専用自転車（以下、自転車という。）について規定する。

なお、スポーツ専用自転車とは、マウンテンバイク及びレーシングバイクをいう。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4210-2:2015, Cycles – Safety requirements for bicycles – Part 2: Requirements for city and trekking, young adult, mountain and racing bicycles (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 9502 自転車用灯火装置

注記 対応国際規格：ISO 6742-1:1987, Cycles – Lighting and retro-reflective devices – Photometric and physical requirements – Part 1: Lighting equipment (MOD)

JIS D 9111 自転車一分類、用語及び諸元

注記 対応国際規格：ISO 4210-1:2014, Cycles – Safety requirements for bicycles – Part 1: Terms and definitions (MOD)

JIS D 9313-1 自転車－第1部：試験条件通則及び部品などの試験方法

注記 対応国際規格：ISO 4210-3:2014, Cycles – Safety requirements for bicycles – Part 3: Common test methods (MOD)

JIS D 9313-2 自転車－第2部：制動装置の試験方法

注記 対応国際規格：ISO 4210-4:2014, Cycles – Safety requirements for bicycles – Part 4: Braking test methods (MOD)